

# 会 議 録

会 議 の 名 称	小金井市環境審議会（第1回）
事 務 局	環境部環境政策課環境係
開 催 日 時	平成21年5月26日(火) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	前原暫定集会施設A会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	1名
会 議 次 第	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前回の会議録の確認について（資料1）</li> <li>(2) 小金井市環境マネジメントシステム及び環境報告書について（資料2）</li> <li>(3) その他</li> </ul> </li> <li>3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地球温暖化対策地域推進計画策定委員会の設置について（資料3）</li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> <li>4 次回環境審議会の日程について</li> <li>5 その他</li> </ul>
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 (主な発言要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料は、情報公開コーナー、図書館、議会図書室にある議事録に添付してあります。
そ の 他	

# 平成21年度第1回 小金井市環境審議会 議 事 録

日 時： 平成21年5月26日(火) 10:00～12:00

会 場： 前原暫定集会施設 A会議室

## ■ 出席者

(委 員)	原 剛	会長	矢間 秀次郎	副会長
	瀧本 広子	委員	田辺 恵	委員
	海老原千鶴子	委員	當間 美智子	委員
	山田 昌弘	委員	南 道子	委員
	鈴木 薫	委員		
(欠席者)	中川 清栄	委員		
(事務局)	環境政策課	石原課長	環境係	鉄谷係長
	環境係	立川主任	環境係	吉崎副主査
	環境係	荻原主事	環境係	板本
(傍聴者)	1名			

## ■ 審議会次第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 前回の会議録について(資料1)
  - (2) 小金井市環境マネジメントシステム及び環境報告書の構成について(資料2)
  - (3) その他
- 3 報告事項
  - (1) 地球温暖化対策地域推進計画策定委員会の設置について(資料3)
  - (2) その他
- 4 次回環境審議会の日程について
- 5 その他

## ■ 審議経過(議事録)

- 1 開会  
原 会 長： それでは開会いたします。
- 2 議題
  - (1) 前回の会議録について  
原 会 長： それでは、前回の会議の議事録の確認ですが、訂正等ありますでしょうか。あわせて、資料2の18ページに、前回の会議でいただいた

皆さんの意見をまとめたものが載っているのですが、何かご指摘はありませんか。

矢間 副会長： 特にありません。

原 会 長： 議事録について、他に何も無ければ承認ということとします。

(2) 小金井市環境マネジメントシステム及び環境報告書の構成について

原 会 長： では、次の議題に入りますが、資料2の18ページについては、前回の会議での皆さんの意見を、環境審議会としてのコメントとしてまとめたものです。環境マネジメントシステムが本来どのような性格のものか、また、現実の行政政治の中でどういう扱いのものであるか、市民とはどういう位置関係にあるのか、そういった点についてポイントだけ指摘しています。

いかがでしょうか。何かございますか。

では、市のほうから説明をお願いします。

石原 課 長： 資料2について説明を行った。(説明内容省略)

原 会 長： はい、わかりました。ここまでで、なにか質問などはありますか。

前回の会議のときに、関連事業者については言及しないのかということで、2ページの3があるのですね。これは大事なことですね。

これは、何か説明するとか、契約の仕様の中に入れていくなどということですか。

石原 課 長： 小金井市独自の環境マネジメントシステムとしては、今までに作ってきた計画や方針などを、どう確実に実行していくかというところが、構築した意義だと思います。

たとえば、グリーン購入の基本方針に、公共工事などでエコセメントをなるべく使うというものがありますが、委託するなかで、その事業者が原材料などを選択する際は、日頃取引があって、簡単に安価で手に入るものを使うということがあります。ですから、たとえばセメントならエコセメントを使っただけのように仕様書の中に入れて、市にかかわる事業者にもグリーン購入を意識してもらえるように考えています。

原 会 長： はい。特に重要なのは、外部の委託業者の方にどう理解して実践してもらえるかということですね。明確な方法論などは記されていませんが、そのことを契約のときに相手に伝えるということですね。

いつも、規制と自由といったところでこの問題が出てくるので、縛るわけにはいきませんが、やはり、公共工事など公共財を扱ったりしますので、その辺をすっきりと、市の公共利用の文章の中に入れてといったことは必要なのではないでしょうか。

石原 課 長： 続けて、資料2について説明を行った。(説明内容省略)

矢間 副会長： これは、制定が平成21年4月1日で、最終改訂は日付をいれていませんが、若干調整する可能性はあるのですか。

石原課長：　そうですね。毎年度の見直しがあると思いますので、年度末の日付が入ると思います。

矢間副会長：　提案といたしますか、前回指摘できなかったところなのですが、2ページの小金井市環境方針で、市長の名前で提示するとき、理念の中にできれば入ってほしいものがあります。6ページに書いてある関連計画の体系で、小金井市環境基本条例はもちろんですが、小金井市の地下水及び湧水を保全する条例というのがありますね。また、小金井市地球温暖化対策実行計画の24ページにある、計画策定の背景のところ中ほどに、本市における将来の環境像「緑・水・生きもの・人・・・」とあります。

各論を読んでいただければ問題は無いのですが、つまり、何が言いたいかというと、小金井の良さも悪さも含めて、小金井の環境特性、地域特性を踏まえるということです。自分たちの住んでいる小金井の良さ、宝を再認識するということを踏まえて考えていかなければならないということですね。ですから、地域特性を踏まえるというニュアンスが、どこかこの理念の中に一言あればいいなと思うのです。

石原課長：　各論を読めばわかるというのはおっしゃるとおりで、そのあたりは非常に細かく、小金井市環境基本計画にはかなり書き込まれていることなのですね。環境方針を作るときにも、やはり環境基本計画の理念というものをベースに、環境方針というものを引き出してきましたが、かなり合理的に切り過ぎた面もあるのかと思います。

矢間副会長：　そうですね。小金井市とついているのであれば、小金井市の特性、個性的な部分をきちんと評価しないといけないのですね。それを踏まえたうえで、将来、未来を目指そうということだと思えます。

少し難しいことではありますが、皆さんで議論してほしいと思います。いかがでしょうか。

原会長：　はい。

基本的には、環境とは何かという概念の食い違いなのですね。これをおさえないといけないですね。最も大事なこと、副会長の言おうとしたことは、小金井の文化ですね。自然と人間と文化ということだと思えます。

矢間副会長：　自然特性でいいと思います。小金井の持っている良さというものをきちんと認識したうえで、基本的理念の中にそういったものが一言あればいいと思うのです。

もちろん議論はしていると思いますが。

原会長：　基本理念というのは、法律でいうと憲法みたいなものですね。そこから各論があるということです。だから大事なことは、理念がはっきりして明示されないと、後でできる法律が何を目的として誰に伝えているかわからなくなってくるのです。

ですから、あらゆる面でとりわけ、小金井市の地域の環境特性、小

金井の風土文化や、人の暮らしというものが、独自のものであるというところが大事なのではないのでしょうか。

矢 間 副会長： 地域の底力みたいなものですね。

今はあたりまえの事だと思っているものは、長い歴史の中の大きなうねりの中でやっと生き残っているもの、又は再生したものが多いのです。それをきちんと評価すること、今現在、行政を扱っている役人の人達や、我々市民にも、そういった意識を常に醸成させていくことが必要だと思うのです。

どこからか良いものだけを持ってくるということではなく、自分の足元を掘りつくしてどうなのかという反省がないと、環境政策において、市民の本当の力というものが発揮されないと思います。ですから、基本理念というものはとても大事なのです。

原 会 長： 環境というのは文化なのですね。ですから、地域が主張を持ったものであるのが当然で、そうでなければ、市民の方々がなかなか自分のものとして受け取ることが出来ませんね。

皆さんは小金井に暮らしていらっしゃるって、ご意見などありませんか。

山 田 委 員： 環境方針というと、よく公共施設などに貼り出してあって、かなり多くの方が目にする機会がある文章だと思います。ですから、適切な成り立ち、経過がわかるような文言に触れておくということは重要だと思いますので、事務局のほうで、なんらかの適切な表現として、この審議会で意見が出たということで、受け止めていただけたらいいのではないのでしょうか。

石 原 課 長： そうですね。他のISO14001などもそのようなのですが、こういった環境方針も含めて、毎年度見直しをかけていくというもので、また、年度ごとでなくても、改善を急ぐものはその都度改善していくものなので、適切な時期に、もっと市民の方が肌で感じられるというような基本理念などを考えて作っていきたいと思います。

矢 間 副会長： 地域特性という用語がいいかわかりませんが、原会長のおっしゃる文化というものを、きちんと踏まえていくのだということを、環境方針や理念の中に、それに変わる言葉、フレーズがほしいですね。

基本理念を支えている骨になるものですね。皆さんの意見はいかがですか。

原 会 長： それでは、順番に発言をお願いします。

瀧 本 委 員： 私もそうですが、市民の中では、小金井市で生まれた方というのは少なく、他の地域から移り住んでいる方が多いと思います。どこに住もうかというときに、大きな公園があるとか、野川があるとか、緑が多いなどの理由で小金井市を選ぶ方が多いと思います。そこをすごく気に入って小金井を選んでいるということは、そこを守りたいという意識が強い地域ではないかと思うのです。また、そういう特徴的な

誇れるものがある市だと思うので、そこをアピールしていくことは大事なのだと思います。そうすれば、市民の方も目を引くようになるし、たとえば、オゾン層を守れと言われても何をしていいかわからないけれど、野川の何々を守りましょうというような、イメージが伝わるものがあれば、目を通してみようかということになると思います。

矢 間 副会長： 郷土愛、郷土特性ですね。

瀧 本 委 員： 国や都の方針など色々あって、そういうものと歩調を合わせていかないと、全体が変わっていかないということがあると思いますし、難しいことかもしれませんが、小金井市のリズムと照らし合わせて考えていけるようになれば、特徴的なものができるのではないかと思います。

原 会 長： 小金井の持っている環境という公共財の、レベルの高いのを見込んで小金井に住むということで、少し矛盾するのですが、公共の価値というのは、自分の持っている不動産の価値に関連してくるのですね。そういう捉え方をすると、逆説的ですがとてもわかりやすいです。小金井の環境の値を高く保つということは、あなたの持っている土地と家の価値を高めることにもなるのですよと、今はこういう言い方をしないと、なかなか人は動いてくれませんか。小金井の公共財を保つことは、実は私的財の価値を高めることに繋がるのだという、それくらい踏み込んだ呼びかけをすれば、今言われたことの意味が多くの人に伝わると思います。

田 辺 委 員： うちの転勤が多くて、小金井に来たときも、どこに住もうか決めるときに緑が多いなどを重視しました。

転勤族というのは、私的財産を持たないのですが、子供が大きくなった時に、自分が育ったところはいいところだった、また住んでみたいと思えるような町が理想だと思います。心の中の財産というものも大事なことなのではと思うのです。文字化や数値化することは難しいですが、そういった価値というのは、ある意味では資産などより大きな価値だと思います。

原 会 長： まったくそのとおりですね。原風景は絶対譲れない、かけがえのない価値であるという話があります。その人が挫折したときに心象風景でもよいから原風景の場に戻って、立ち直っていくというような強力な力を持つ。小金井の風景は、ここに住んでいる、とりわけ小さい子供たちにとって精神や美意識を形作る、精神的な空間になるものです。

つい、物事をお金や数字にかえたりしてしまいますが、実は、おっしゃるように心の問題なのですね。心の原風景です。そういう言葉、考え方をうまく取り込んでいくということですね。

どうもマネジメントというのは、数字と条文でかためられて、温かみが無いですね。ですから、市民に呼びかけるような部分、あるいは、市がぜひこれを守りたいという熱意が伝わるような、そういう表現が

ここに入れば、ずいぶん違います。だから各論でこうやるのだ、という説明がつくわけです。

海老原委員はいかがですか。

海老原委員： 私は、小金井の特性は湧水だと思います。わさびを栽培している人がいるほど、きれいな水があるということで、小金井の水がアピールできればと思っています。野川の自然などもあわせて、皆さんにアピールして残していけたらいいと思います。雪の降った朝などは本当にきれいですね。

また、湧水が出ているところに色々な魚がいましたが、今はあまり見られません。できればそういう風景を、子供たちに残していきたいですね。

原会長： そうですね。そういったことが可能である、この大都会の中小金井はそういう場所であるということが、日本でも珍しい場所性を持つのですね。

海老原委員： 本町の六地蔵のところに、井戸を作って皆さんに利用していただいています。そういった特性も活かしていけたらいいと思います。

原会長： 多摩の都市は、それぞれ工夫しながら、そういったところに力点をおいた基本計画を作ろうとしています。その中でも小金井は、水という、自分のところで守れるといった良いものがありますので、表に出していくべきですね。

當麻委員： 海老原委員と同じことを思うのですが、周りに団地が出来たり道路が出来たりすると、暮らしの環境が、がらっと変わりますね。畑などが多くあっても、相続などで住宅になってしまったりします。

希望としては、皆さんと同じ思いがありますが、小金井の水やおいしい空気、また、人柄が良い方が多いので、そういったことを大事にしたいと思います。

原会長： 共通していますね。今のご発言はみごとに一本の線で繋がっています。ようするに、暮らしの質を高めることをやっていくけれど、暮らしの質を危めることに手を出すなということですね。しかし、そうはいっても、とても厚く高い壁があるのではないかと。今言われたように、農地の相続のことなどです。

このような矛盾を、自治体の生活の現場から問題提起して、東京都の条例ができ、国の法律に行く。すべての環境の経過です。そういう意味では、環境方針というのは、何か決められた枠の中で、数字で示して終わるのではなく、今の日本の社会が持っている多くの問題、暮らしの質などが、基本方針をやるといって次々と露呈してくる。そういう社会構造になっているということですね。

矢間副会長： 正しく、市民や行政マンが地域特性を踏まえるようになると、大きな力が集まってくるのです。お金や知恵を出す人も出てきます。ですから、良いも悪いも現状をきちんと認識するという把握の仕方という

のは、市民の思いの中にもありますから、それを上手に吸い取って  
いて、高いものにしていくということですね。つまり、地域特性を踏  
まえていく姿勢があるか無いかも大事なのですね。

自分の大事な財産を持っている人は、お金の問題ではなく、その人  
の人間の豊かさに繋がっているし、土地の所有権などを超えた、心の  
財産、人間の誇りといいますか、原風景の思い出というものが、将来  
に繋がっていくのですね。

原 会 長： はい。では続けてお願いします。

南 委 員： 私は、皆さんと違ってここに住んでいなくて、職場がこちらという  
ことで、野川へ行ったことがありません。皆さんのお話を聞いて、ぜ  
ひ行ってみたいと思っています。

私は、三鷹で生まれて、国立にも住んでいたことがあり、その頃は  
雑木林などもあって、緑のほうの人より多かったかなという感じでした。  
現在住んでいる所は、日本一の人口密度で、緑もほとんどありません。  
今の職場に通うようになって思ったのは、緑も多いし、建物が  
低いのですね。ですから、先ほどの原風景の話のように、それらを見  
て、生まれ故郷に帰ってきたという、ほっとした感じがしました。

同時に、人があまりに多いということを感じました。昔は、中央線  
も朝晩でも快速くらいしかなかったですが、今は特快や通勤快速など  
があり、人もぎゅうぎゅう詰めですね。青梅に直通の電車などは、一  
日に何本かしかなかったけれど、今は頻繁に出ていて、青梅線沿線は  
畑だらけだったのが、マンションがたくさん建ち並んでいるのでびっ  
くりしました。

10年後には、日本の人口の三分の一が東京周辺に集まるという話  
を聞いたことがあります。それは経済的な効果や、暮らしやすいとい  
う都市部に集中してくるということだと思いますが、そういうことを  
踏まえたときに、環境を守るということを考えてみると、やはり、市があ  
る程度お金を出して、買収するというのを考えたほうがいいのでは  
ないかと思います。さきほどのお話のように、人々の周囲環境という  
ことから、どうしても手放さざるを得ない人がいれば、緑の保全の  
ために少し安く売ってもらうなど、市の財産として土地を買い取る  
ということを視野にいれたほうが、個人の努力に任せるということより  
も、確実に緑を守れるのではないかと思うのです。

原 会 長： 指摘された部分は、さきほど話した、市民の生活現場と、日本の社  
会、政策とが、乖離している部分なのです。農地の相続問題が出た  
ときに、緑地として保全する、あるいはそのまま農業を続ける形がな  
ぜできないのかというのは、国の法律そのものが、つまり三大都市圏  
と近郊では、農地をなくして宅地化するという国策があるわけです。  
生産緑地以外の農地は、税金でぎゅうぎゅうにしめあげていますから、  
相続問題が起きたときには、農家は手放さざるを得ないということに



なります。

環境基本計画で、都市内農地を本気で残そうとしたときに、そういう問題にぶつかるのだ、ということ、まず第一段階ではっきりさせることが必要です。こういった審議会などに加わっている市民の考え、生活の実感というものが環境基本計画に活かされるという、それぐらいのものであってほしいですね。

これは、一年毎に改められていくものですから、あるところで、このような絵に描いたような虚構の世界の中で本当のところ、一体何ができるのかということ、はっきり指摘することです。

矢 間 副会長： そうですね。ですから、地域特性をきちんと踏まえたものが一本貫かれていれば、霞ヶ関が入ってくる余地は無いのですね。小金井がその地域特性を、誇りを持って掘り起こしていくという作業こそ、市民参加の意義があるのですね。

原 会 長： では、続けてどうぞ。

鈴木 委員： 私も市民ではないのですが、近隣市で小金井市の水の恩恵を受けているほうです。小金井市は、雨水浸透ますの設置率が世界一の自治体だということで、とても熱心に取り組んでいただいています。それはやはり、環境基本計画がベースになっていますね。先ほどからお話にてている地域特性なども、私は参加していませんでしたが、おそらく環境基本計画を作るときに、市民参加の委員さんなどが色々議論されて作られているようで、とても立派な計画であって、それをベースに進めていただければいいなと思います。

原 会 長： はい。

今、皆様のご意見をうかがって、2ページの基本理念の書き出しの2行ですが、これはかなり色々なもの、法律などでもこういった書き方をしていますが、逆だろうと思いますね。つまり大事なことは地域であって、地域が池の中に石を投げ込んだら、同心円的に波紋が広がっていくのですね。その広がって行った先が地球規模の環境問題であり、その投げ込んだ石は我々自身なのです。ですから、地域は何かというと、そこに住んでいる我々自身、つまり住民、市民とそれから、いろいろな企業、事業者と自治行政です。この三つの作為、不作為があって、初めて、いろいろなものが周りに波及していくのであって、この書き方は、あえて言いますと逆なのです。

これを先に出されると、地球温暖化などと言われていて、ではどうするのかと言われたときに、主役は、市民であり、地域の産業であって、自治行政である。そのための基本方針なのです。主体は自治体で、そこから広げていくということです。

基本方針は考え方ですね。基本理念のところですね。表現をどうするかということです。

どうでしょう。強制するわけではありませんが、具体的な提言があ

りましたし、皆さんからはっきりした考え方を述べていただいたので、それを入れてみてもいいのではないのでしょうか。市のほうでも一捻り、二捻りしていただいて、相手に参加してほしいという熱意が伝わるようなものにしてほしいですね。

こちらは、時間的なスケジュールなどはあるのでしょうか。

石原課長： 環境方針は、すでに4月1日で一度決定しています。今後の改定に合わせるようになりますが、水や緑、歴史と一言でいっても、皆さんそれぞれ思いが個人個人で違うところもあると思いますので、少し時間をかけて、今日出された意見もまとめて、適宜皆さんにご報告しながら、環境審議会として、言いたいことが述べられているような環境方針を作っていきたいと思います。

原会長： はい。では、今回は事務局のほうで意見をまとめていただき、もどしていただければと思います。

鈴木委員： ひとつよろしいでしょうか。

次回の改定までにご検討いただければいいのですが、4ページの体制の図で、市長の両脇に小金井市環境審議会と小金井市環境市民会議があります。イメージとしてはこうだと思いますが、実際に何をやるのかというところで、本文の中であまりふれられていないのですね。15ページの最後の見直しの部分と、14ページの監査の報告という形で出てきますが、これは、内部環境監査員マニュアルというところにおさまっているのですね。

毎年監査をして、それを環境審議会と環境市民会議に報告しますということであれば、11ページの内部環境監査の項目の最後に書いていただけるといいのかなと思いました。

石原課長： はい。内部環境監査のところも、まだ細かいところまで書ききれていないということもあります。

この独自システムのいいところとして、必要に応じて見直して、変えていくことが柔軟にできるというところがありますので、今のご意見のように、役割分担がはっきりしているほうが、次から迷い無くやっていただけるとと思いますので、内部環境監査を報告する前に、環境審議会にはどういったことをしていただきたいのかというところをお話して、次回の改定のときには、書き込みが出来るようにしたいと思います。

原会長： はい。

簡単でいいですから、環境審議会と環境市民会議の違いを、皆さんにご説明願えますか。

石原課長： 環境審議会については、市長の諮問機関という位置づけになります。環境に関する重要事項を審議するということですが、会長がおっしゃられるように、環境というとなかなか幅広いものがありますので、諮問をするというよりも、皆さんが思っていることを言っていただくほう

が、市の役に立つのかと思います、ご意見をいただいています。ですから、審議会があるごとに、市長に意見を述べる立場であるということです。

環境市民会議は、条例で、任意で環境市民会議というものを設置できるという位置づけで、環境基本計画を作った市民の方々が中心になって組織していただきました。環境保全活動を実際にやっていくということが重要な役割ですが、市長に対しても意見を述べることができます。

原 会 長： 両方とも、環境基本条例にかかれています。環境審議会は国の法律があって、条例上にあるという、行政との関係でいえば、一番重要な役割であります。ですから、ポジションが高い、責任ある機関といえます。

では、続けて議事を進めたいと思います。

事務局からお願いします。

石 原 課 長： 資料2の環境報告書の構成について説明を行った。(説明内容省略)

原 会 長： 環境報告書というのは、性格上、義務付けられているのですか。

石 原 課 長： 環境基本条例の中で、環境基本計画を作るということと、その計画をもとにどういうことがされたのかということ報告するようになっています。

原 会 長： これは、誰に対する報告ですか。

石 原 課 長： 環境基本計画自体が市民参加で作っていただいていますので、広く市民に対してということになります。

原 会 長： いわゆる、白書とは性格が違うのですか。

石 原 課 長： 市によっては、白書という名前を出していたりしますので、各市のネーミングの違いかと思います。

原 会 長： ネーミングだけならいいのですが、たとえば環境白書というと、あれは明快に、国会、議会に対する行政の報告になっていますね。それと、たとえば、市民に対する報告では、相当意味が違ってくると思われるし、書き方などの違いを明快にさせていただかないといけないと思います。

石 原 課 長： 環境報告書は、特に議会への報告は義務付けられていませんが、報告は行っています。

原 会 長： それから、企業などの場合は第三者のコメントがつきますが、そういったものはつくのでしょうか。

石 原 課 長： 今まではついていませんでしたが、環境マネジメントシステムによる、環境審議会と環境市民会議からの意見をいただくことになりますので、そういった評価を環境報告書の中に記載していくようになると思います。

原 会 長： そうですか。決して甘いものにはならないと思いますが、環境審議会として、仮に批判するような内容のものも含めて記載していくということですね。

石原課長： はい。

原会長： わかりました。

### 3 報告事項

#### (1) 地球温暖化対策地域推進計画策定委員会の設置について

原会長： それでは、次にまいります。

事務局からお願いします。

石原課長： 資料3について説明を行った。(説明内容省略)

原会長： 委員会のメンバーに環境審議会から出るのですか。

石原課長： こちらからは出ていません。

原会長： スタートはいつですか。

石原課長： 6月中に初回を開催しまして、年度内に5回開催します。今年度中に計画の冊子などをとりまとめたいと思います。

原会長： そうですか。わかりました。

#### (2) その他

原会長： それでは、その他ということで何かありますか。

石原課長： 資料に、小金井市の温室効果ガス排出量の推移というものをお配りしています。こちらも地球温暖化対策地域推進計画に関連することですが、いままで小金井市域で、どれだけの温室効果ガスが排出されていたのかが把握できなかつた現状がありました。

今回、オール東京62市区町村共同事業みどり東京温暖化防止プロジェクトの事業で、都内のすべての区市でどれだけの温室効果ガスが排出されていたかが算出できる、共通のコンピュータプログラムをつくりましたので、それに基づいて、小金井市の温室効果ガスを計算した推移です。あくまで、機械的に算出しただけですので、すでに、独自に推計したものとは誤差があると思いますが、小金井市としては、初めて算出したものです。

他の区市のものは、まだ公開されていませんので、今回は小金井市だけのものを掲載しました。

原会長： 何かご質問はありますか。

南委員： 東京都で、2004年を基準にどれくらい減らしていくかという目標がありましたよね。

荻原主事： 東京都は、2000年を基準に2020年までに25%削減ということですね。

原会長： つまり、京都議定書で、国際的な取り決めのラインがあつて、それをのばしたのですね。

この問題に対して、東京都は意欲的に色々やっていますね。特に企業の行動について、かなり行政が関与していこうという姿勢が見えます。これはやはり、公共財を扱うときには、東京都の経験から言う

と、正しい判断だと思います。

南 委 員： これは、減らせなかったときのペナルティなどはないのですか。

原 会 長： 京都議定書に絡むものは、国家として義務付けられますので、できなかった場合、罰則というか、国際的にやり玉にあげられますね。

自治体としては、東京都が先行してやっていますから、今のような目標を示して、これが達成できるかどうかというのは、都民に対する公約みたいなものですね。これ自体、失敗したからといってすぐに罰則をかぶるということはありませんが、政治的効果がありますね。

鈴 木 委 員： 大規模事業者には義務化して、それを達成できないときは買い取らなければなりませんね。

原 会 長： そうですね。東京都の場合は、一年間に1500キロリットルですか、使っているところは義務にして、達成できなかったところは、名前を公表するということですね。東京都らしい、厳しいやり方ですね。

鈴 木 委 員： 新しい情報だと、達成できない部分は買い取り義務が生じるということですか。

原 会 長： そちらも厳しく、罰則より怖いですね。

南 委 員： 小金井市は、具体的に削減に対する計画などはあるのですか。

石 原 課 長： こちらの環境マネジメントシステムなども使って、機器などを交換しなくても、行動によって削減されたという施設もありますので、それをまず、確実にやることによって省エネになるのかと思います。

また、新しい施設を作ったり、改修などするときに、環境に配慮したものを使ったりして、その施設からの温室効果ガスの排出量を最小限に抑えるということをしたいです。

原 会 長： わかりました。

#### 4 次回環境審議会の日程について

原 会 長： では、次回の審議会の日程ということですが、ここでは決められないと思いますので、およそいつごろになりますか。

石 原 課 長： 7月か8月に予定したいと思います。

原 会 長： ではまた、調整をお願いします。

それでは、閉会します。